

学校において予防すべき感染症(関係書類)について

令和 年 月 日

保護者各位

鹿児島県立明桜館高等学校校長

学校保健安全法第19条によって、学校において他の生徒に感染するおそれのある感染症に罹患した場合は「出席停止」となります。出席停止期間については、下記のように規定されておりますので御確認ください。医師から学校感染症と診断された場合には学校へ御連絡ください。

▼学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	病 名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群	治癒するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。
第三種	新型コロナウイルス感染症 ※R5年5月8日～第1種より変更	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎。 その他の感染症（感染性胃腸炎など）。※その他の感染症とは感染拡大を防ぐために必要があるときに限り第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる。	病状により学校医その他の医師において「感染の恐れがない」と認められるまで

主治医殿

御多用中誠に恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

学校において予防すべき感染症罹患届

鹿児島県立明桜館高等学校

R 番 氏名 _____

1 病 名

2 初診日 _____ 令和 年 月 日

3 その他（経過・処置等） [_____]

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

【 学校記入欄 】

上記の結果について確認しました。

学級担任 _____

養護教諭 _____

